

高知県生殖医療懇話会 会則

第1章 総則

第1条 本会は高知県生殖医療懇話会と称する。

第2条 本会の事務局は高知大学医学部産科婦人科教室に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は生殖医療の向上に関する知識・情報の交流を図り、医学の研究を推進することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 各種の学術集会調査・研究
3. 教育研修の実施
4. 診療におけるネットワークの構築
5. 関係諸団体との連携による活動
6. その他本会の目的を達するために必要な事業

第3章 会員

第5条 会員は、本会の目的に賛同する医師、看護師、胚培養士等の医療従事者ならびに生殖に関わる研究者を会員、本会の趣旨に賛同・協力する団体等を賛助会員とする。

第6条 学術集会等に参加し、所定の参加費（1,000円）を納入したものを会員とする。

なお、初期臨床研修医ならびに学生は会員の対象とはせず、参加費の納入は不要とする。

第7条 本会への賛助・協力を希望する団体等の入会は、世話人会の承認を得なければならない。

第8条 本会の名誉を傷つけ、本会会則に背く行為のあった会員は代表世話人、世話人会の議を経て除名されることがある。

第4章 役員

第9条 本会には次の役員を置く。

代表世話人 1名

当番世話人 1名（会毎に世話人より選任）

世話人 数名

会計監事 1名

- 第10条 代表世話人は、本会を代表し会務を総括し、総会・世話人会において議長となる。代表世話人欠席の折は、当番世話人が代行する。
- 第11条 世話人は世話人会を組織して、本会事業の執行を図り、庶務・会計・編集・教育研修・調査研究などの業務・活動を分担する。
- 第12条 世話人会は、代表世話人、当番世話人、世話人、会計監事を組織して、重要事項を審議する。
- 第13条 会計監事は本会の会計を監査し業務執行状況を監査する。
- 第14条 役員の任期は、代表世話人、世話人、会計監事はいずれ2ヵ年とする。ただし再選は妨げない。
- 第15条 当番世話人の任期は、前回の懇話会、学術集会が終了した時点から主催する懇話会、学術集会が終了するまでとし、担当賛助会員と共催する。

第5章 部会

- 第16条 本会の目的遂行のために部会を設ける事が出来る。細目は別に定める。

第6章 会議

- 第17条 世話人会は過半数の出席により成立する。また議決は出席者の過半数をもってする。
- 第18条 次の事項は世話人会にはかり承認を得なければならない。
1. 会則の変更
 2. 予算・決算
 3. 役員の新任及び変更
 4. 世話人会において付議することを適当と決めた事項

- 第19条 世話人会は年1回開催し、必要に応じ別途当番世話人が召集する。

第7章 会計

- 第20条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。
- 第21条 本会の経費は、会費及び寄付金その他をもって支弁する。

第8章 改組・解散

- 第22条 本会の改組・解散は、世話人会において2/3以上の賛成投票により決議される。

第23条 解散後の残余財産は、世話人会の議決を経て、生殖医療発展に寄与するものに活用する。

附則

- 1) 本会則は、平成21年1月1日から施行されるものとする。
- 2) 平成29年12月1日 改定。
- 3) 令和2年12月1日 改定。